

201001028A

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた  
医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究

平成 22 年度  
総括・分担研究報告書

平成 23 (2011) 年 3 月

研究代表者 藤本 健太郎

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた  
医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究

平成 22 年度  
総括・分担研究報告書

研究代表者	藤本 健太郎	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究分担者	小山 秀夫	兵庫県立大学経営学研究科	教授
研究分担者	濱野 強	島根大学プロジェクト研究推進機構	専任講師
研究分担者	石田 祐	明石工業高等専門学校一般科目	講師
研究分担者	小藪 明生	早稲田大学文学学術院	助手
研究分担者	大久保 誠也	静岡県立大学経営情報学部	助教
研究分担者	武藤 伸明	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究分担者	藤澤 由和	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究協力者	野坂 真	早稲田大学大学院文学研究科	修士課程

## 目 次

### 総括研究報告書

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究

### 分担研究報告書

社会的孤立と健康に関する実証的研究

社会的孤立の社会問題化とその概念に関する研究

社会的孤立の規定要因に関する実証研究

公的データの二次利用（データ構造の検討）に関する研究

公的データの二次利用（解析用データベース）に関する研究

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた  
医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究

研究代表者	藤本 健太郎	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究分担者	小山 秀夫	兵庫県立大学経営学研究科	教授
研究分担者	濱野 強	島根大学プロジェクト研究推進機構	専任講師
研究分担者	石田 祐	明石工業高等専門学校一般科目	講師
研究分担者	小藪 明生	早稲田大学文学学術院	助手
研究分担者	大久保 誠也	静岡県立大学経営情報学部	助教
研究分担者	武藤 伸明	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究分担者	藤澤 由和	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究協力者	野坂 真	早稲田大学大学院文学研究科	修士課程

研究要旨

我が国における人間関係の希薄化、所得格差の拡大、健康問題に関する各種調査研究は行われてきたものの、横断的な視座に基づく関連の実証的知見は十分に提示されていない。そこで本研究では、データリンケージの新たな方法論を用いて国民生活基礎調査など既存データを複合的に統合し、実証的な研究を行うことを通じて新たなエビデンスに基づく社会保障制度の在り方を提示することを目的とする。具体的には、単なる孤立化の現状把握を超えて、さらに単一調査では把握することが難しい孤立化をもたらす要因（所得、生活実態）、及びその帰結（健康など）などの複数の課題間の関連性を検証するため、公的二次データの高度利用の手法の検討と定量的な解析を行い、包括的な社会保障制度（ネットワーク型社会保障）の必要性とその具体的な方向性を提示する。

## A. 研究目的

本研究では、公的データの高度利用に基づき、孤立化の現状把握とそれが所得水準や生活実態、さらに健康問題とどのような関係性にあるかの検証を通して、ソーシャル・インクルージョンを実現することが可能となる、我が国における社会保障制度の在り方について実証的な提言を行うことを目的とする。

## B. 研究方法

本研究では、以下の2種類の方法により検討を行った。第一には、公的データのデータ提供申請を行い、入手したデータに基づき検討を行った。第二には、研究分担者らの既存研究によって収集されたデータ利用に基づき検討を行った。

### (倫理面への配慮)

「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月1日全面施行)では、「報道」「著述」「学研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱い事業者の義務等を定めた規定の適用が除外されているが、その一方でこれらの適用除外分野についても個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じて公表するよう努めなければならないとされているため、本研究においては、研究代表者の責任のもとで、自主的、自立的に調査

データを適切に扱うことを心がけた。

本研究は、調査データの二次利用により研究を実施することから、介入を意図した研究ではない。したがって特定の個人に不利益、もしくは危険性が生じるものではない。また、動物を用いた実験を実施しないため、動物愛護上の配慮に関しても必要としない。

なお利用した個人データは、各個人に対してIDを割り振り、収集されたデータと個人情報とが連結することはない。

## C. 研究結果

本年度の主たる研究としては、我が国の現状を示しうるデータを構築する点にあったが、研究班有識者会議での議論に基づき、本研究において関連を有すると考えられるデータについての洗い出し作業を行った。そうしたなかで、本年度においては、厚生労働省が所管する国民生活基礎調査、および内閣府が所管する選好度調査が本研究課題の遂行に重要であると結論付けられ、データ提供の申請を行うとの結論に至った。そして、厚生労働省統計情報部に国民生活基礎調査、内閣府に選好度調査のデータ申請・提供を受けたところである(2011年2月)。こうした研究に並行して、既存の研究分担者のデータを活用して、我が国における孤立化の現状に基づき検討を行った。その結果から我が国における孤立化

に関連する社会的要因が明らかとなり、我が国の孤立化の現状が定量的に明らかになった。

#### D. 考察

本年度においては、まず最初に我が国における孤立化の現状について既存データに基づき検討を行った。その結果より我が国における孤立化に関連する社会的要因が明らかとなり、我が国の孤立化の現状について定量的に明らかにされた。具体的には、収入や教育歴によって孤立化が生じている状況が示され、また健康との関連を加味すると低所得、健康状態の不良、社会的孤立という負の循環に陥っている状況が推察されたものである。以上の知見に基づき第二には、厚生労働省統計情報部が所管するデータの二次利用の申請を行うとともに（国民生活基礎調査）、既存データの包括的レビューを通して当該研究課題の進捗において有用であると考えられた内閣府の所管データについても二次使用の申請を行い（選好度調査）、本研究において活用しうるデータの整備を行うことができた。以上の研究内容は、当初予定していた通り進捗しており、また地理学的・人口統計学的な地域特性（ジオデモグラフィクス）という新たな方法論についても専門業者や研究者との検討が進み、本研究において活用するシステムの選定が終了したものであることから次年度においては、

これらのデータに基づき検討を進める予定である。

#### E. 結論

社会保障制度に対する国民の関心は非常に高く、理論的・実証的な知見の融合を基盤とする厚生労働行政が求められている。そうしたなかで本研究は、厚生労働省統計情報部などが所管する公的データの二次利用を新たな手法を用いて、これまでとは異なる斬新な高度利用に基づく解析を行うことで、政策形成過程における基礎的資料を提示することが可能となる。すなわち、本研究によって得られた知見を通して、ソーシャル・インクルージョンを実現するための具体的な社会保障政策の方向性を理論的、かつ実証的に明示化することが期待される。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 藤本健太郎，濱野強，藤澤由和．我が国における「孤立化」の社会的要因に関する定量的検討．経営と情報 2010: 23(1); 61-67.

- 藤本健太郎, 濱野強, 藤澤由和. 社会的孤立と健康. エストレーラ 2011. (印刷中).
- 藤本健太郎. ドイツの失業問題の現状. 世界の労働 2010: 60(4); 30-35.
- 藤本健太郎. 地域をつなぎ、世代をつなぐ社会保障へ—社会的孤立化、無縁社会の流れを止めるために. 週刊社会保障 2010: 64(2585); 42-27.

## 2. 学会発表

- 藤本健太郎「在宅ケアネットワークの方向性について」社会政策学会春季大会保健医療福祉部会テーマ別分科会「高齢者在宅ケアとそのネットワーク化に関する国際比較—日本およびドイツにおける現状とその政策的方向性—」2010年6月20日（早稲田大学）

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

研究分担報告書

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた  
医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究  
—社会的孤立と健康に関する実証的研究—

研究分担者	濱野 強	島根大学プロジェクト研究推進機構	専任講師
研究代表者	藤本 健太郎	静岡県立大学経営情報学部	准教授
研究分担者	藤澤 由和	静岡県立大学経営情報学部	准教授

研究要旨

周囲との人間関係を喪失して社会的に孤立する人が増大している。こうした社会的な孤立に起因する健康への影響については、孤独死などの問題を始めとして多様な切り口によって議論がなされてきた。しかしながら、定量的な検討に基づき、社会的孤立の帰結として、どのような事象が生じうるのかについては十分な検討がなされていないとも考えられる。以上の背景に基づき本研究においては、社会的孤立が健康状態に及ぼす影響について実証的検証に基づき明らかにした。その結果、社会的孤立が我々の健康状態に対して一定の影響を及ぼしている可能性が強いことが明らかとなり、またその影響も全く他者との付き合いを欠いた状態に向かって、孤立の程度が進むほど、強い影響を与えていることが示唆された。

A. 研究目的

バブル崩壊後の失われた 20 年の間に、経済格差の拡大、非婚化の進行など、様々な社会問題が生じてきたとされるが、明確に意識されないうちに社会の底流では、より大きな変化が生じていたと思われる。それは社会的レベルでの孤立化の進行であり、かつての日本社会は、ある意味、地域において密な人間

関係があり、プライベートなことまで周囲に知られることに、ある種の息苦しさを感じるような社会であったともいえる。しかしながら、近年では、地域の人間関係は希薄化し、職場における人とのつながりも薄れつつある傾向にある。さらには、社会の最小単位であり、最も密な人間関係があるはずの家庭においても、2010年に表面化した高齢者の行方不



明問題にみられるように人間関係が薄れつつある。以上の状況を踏まえると、周囲との人間関係を喪失して社会的に孤立する人が増大していることが推察される。

こうした社会的な孤立に起因する健康への影響については、孤独死などの問題を始めて多様な切り口によって議論がなされてきた。しかしながら、定量的な検討に基づき、社会的孤立の帰結として、どのような事象が生じうるのかについては十分な検討がなされていないとも考えられる。以上の背景に基づき本研究においては、社会的な孤立が健康状態に及ぼす影響について実証的検証に基づき明らかにした。

## B. 研究方法

本研究では、我々の調査研究プロジェクト（平成 18 年度～20 年度科学研究費補助金若手研究 (A)「ソーシャル・キャピタルと健康の関係性に関する実証的研究基盤の確立とその展開の研究」研究代表者：藤澤由和）において構築された調査データに基づき、社会的な孤立が健康に及ぼす影響について検討を行った。

分析では、個人の健康状態を把握するために、主観的健康を用いて検討を行った。この指標は、健康関連 QOL の SF-36 の下位尺度の一つである全体的健康（General Health

Perception）を用い、0 点から 100 点の間を範囲として 100 点が最も良好な状態を示している。なお、質問項目は、「あなたの健康状態は？」「私は他の人に比べて病気になりやすいと思う」「私は、人並みに健康である」「私の健康は、悪くなるような気がする」「私の健康状態は非常に良い」の 5 つから構成されている。また、社会的な孤立は、わが国が直面している孤立の現状に適合的と考えられる以下の 3 つのケースについて検討を行った。具体的には、①他者とは全くつき合いがなし（以下、付き合いなし）（モデル 1）、②親や親族に限り付き合いがあり（以下、家族に限る付き合い）（モデル 2）、③家族または仕事関係や同業者の人に限り付き合いがあり（仕事関係や同業者に限る付き合い）（モデル 3）である。以上の変数に加えて、性別、年齢、学歴、世帯収入、職業、居住年数、居住形態に関する情報について欠損を含まない 3,957 名について分析を行った。

（倫理面への配慮）

「個人情報の保護に関する法律」（平成 17 年 4 月 1 日全面施行）では、「報道」「著述」「学研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱い事業者の義務等を定めた規定の適用が除外されているが、その一方でこれらの適用除外分野についても個人情報の適正

な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じて公表するよう努めなければならないとされているため、本研究においては、研究代表者の責任のもとで、自主的、自立的に調査データを適切に扱うことを心がけた。

本研究は、調査データの二次利用により研究を実施することから、介入を意図した研究ではない。したがって特定の個人に不利益、もしくは危険性が生じるものではない。また、動物を用いた実験を実施しないため、動物愛護上の配慮に関しても必要としない。

なお利用した個人データは、各個人に対してIDを割り振り、収集されたデータと個人情報とが連結することはない。

### C. 研究結果

表1に示した通り、社会的孤立と主観的健

康の関係においては、「付き合いなし」と回答した者は、「付き合いあり」と回答した者に比べて主観的健康が6.87点低いことが明らかとなった。また同様に、「家族に限る付き合い」と回答した者は、「家族以外にも付き合いがあり」と回答した者に比べて主観的健康が2.72点低いことが明らかとなった。さらに、「仕事関係や同業者に限る付き合い」と回答した者は、「仕事関係や同業者以外にも付き合いがあり」と回答した者に比べて主観的健康が2.52点低いことが示された。これらの分析結果が意味するところは、社会的孤立が我々の健康状態に対して一定の影響を及ぼしている可能性が強いということであり、またその影響も全く他者との付き合いを欠いた状態に向かって、孤立の程度が進むほど、強い影響を与えていることが示唆された。

表1 社会的孤立と健康との関連

	モデル1		モデル2		モデル3	
	偏回帰 係数	有意 確率	偏回帰 係数	有意 確率	偏回帰 係数	有意 確率
他者との付き合い						
付き合いあり	(リファレンス)					
付き合いなし	-6.87	<0.001				
家族との付き合い						
家族以外にも付き合いあり	(リファレンス)					
家族に限る付き合い			-2.72	0.020		
仕事や同業者との付き合い						
仕事や同業者以外にも付き合いあり	(リファレンス)					
仕事や同業者に限る付き合い					-2.52	0.011

注 1) モデル1~3は、性別、年齢、収入、職業、学歴、居住年数、居住形態で調整

#### D. 考察

本年度においては、まず最初にわが国における孤立化の現状について既存データに基づき検討を行った。その結果よりわが国における孤立化の現状について定量的に明らかにされた。おそらく、社会的な関係性があることにより健康に関する情報や知識を入手できる、共に健康づくりに取り組むことができるなどの仮説が推察されたものである。以上の知見に基づき第二には、厚生労働省統計情報部が所管するデータの二次利用の申請を行うとともに（国民生活基礎調査）、既存データの包括的レビューを通して当該研究課題の進捗において有用であると考えられた内閣府の所管データについても二次使用の申請を行い（選好度調査）、本研究において活用しうるデータの整備を行うことができた。以上の研究内容は、当初予定していた通り進捗しており、また地理学的・人口統計学的地域特性（ジオデモグラフィクス）という新たな方法論についても専門業者や研究者との検討が進み、本研究において活用するシステムの選定が終了したものであることから次年度においては、これらのデータに基づき検討を進める予定である。

#### E. 結論

社会保障制度に対する国民の関心は非常に高く、理論的・実証的な知見の融合を基盤と

する厚生労働行政が求められている。そうしたなかで本研究は、厚生労働省統計情報部などが所管する公的データの二次利用を新たな手法を用いて、これまでとは異なる斬新な高度利用に基づく解析を行うことで、政策形成過程における基礎的資料を提示することが可能となる。すなわち、本研究によって得られた知見を通して、ソーシャルインクルージョンを実現するための具体的な社会保障政策の方向性を理論的、かつ実証的に明示化することが期待される。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 藤本健太郎, 濱野強, 藤澤由和. 我が国における「孤立化」の社会的要因に関する定量的検討. 経営と情報 2010: 23(1); 61-67.
- 藤本健太郎, 濱野強, 藤澤由和. 社会的孤立と健康. エストレーラ 2011. (印刷中).

##### 2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた  
医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究  
—社会的孤立の社会問題化とその概念に関する研究—

研究協力者 野坂 真 早稲田大学大学院文学研究科 修士課程  
研究分担者 小藪 明生 早稲田大学文学学術院 助手

研究要旨

本稿では、一人暮らし高齢者の孤独死や、若年層を中心としたニート・ひきこもり状態などを考察するためのツールとしての「社会的孤立 (social isolation)」概念の重要性を明らかにする。具体的には、次の三つのことを行った。第一に「社会的孤立」概念の把握、第二に「社会的孤立」という状態が具体的な社会問題においてどのように位置づけられているかの確認、第三に以上のことを通じての「社会的孤立」という状態が持つ課題性の検討である。

結論としてまず、高齢者福祉や青少年育成支援において「社会的孤立」への対応は重要な課題であるが、「社会的孤立」概念そのものが曖昧であり、それを指標化するさいに用いられる要素や手法にはさらなる精緻化が必要であることが指摘できる。また、その中で高齢者福祉や青少年育成支援など具体的な課題における「社会的孤立」への対応策を検討していく必要があるといえる。

A. 研究目的

日本では 1970 年代以降、高度経済成長の過程で生じてきた核家族化や地域内関係の希薄化にともない、人々（特に一人暮らし高齢者）の孤立や孤独が問題視されてきた（河合 2009: 14）。特に 1990 年代以降は、一人暮らし高齢者の孤独死や、若年層を中心としたニ

ート・ひきこもり状態がマスコミ、政府、研究者を問わず問題視されるようになってきている。

本稿の目的は、こうした問題を考察するためのツールとしての「社会的孤立 (social isolation)」概念の重要性を明らかにすることにある。具体的には、次の三つのことを行う。第一に、「社会的孤立」概念を把握することで

ある。第二に、「社会的孤立」という状態が具体的な社会問題においてどのように位置づけられているかを確認することである。第三に、以上のことを通じて、「社会的孤立」という状態が持つ課題性を検討することである。

## B. 研究方法

本稿ではまず、「社会的孤立」概念を把握するために、次の四つのことを行う。第一に、「社会的孤立」の定義と、その定義に含まれる意味の確認である。第二に、「社会的孤立」が生じる要因の検討である。第三に、「社会的孤立」がどのように指標化されるかの検討である。第四に、「社会的孤立」がどのような社会問題を発生させているかの検討である。ここでは、社会福祉や社会学に関する書籍や論文を渉猟し、先行研究に書かれている内容をまとめていく。

次に、①新聞などのメディア、②政府や行政、③研究者がそれぞれ、具体的な社会問題と「社会的孤立」とをどのように関連付けてとらえているかを見る。高齢者福祉における課題と若年層の育成支援における課題を中心に見ていく。その中で、「社会的孤立」という状態が具体的な社会問題においてどのようなものとして位置づけられているかを明らかにすることで、「社会的孤立」が具体的な社会問題において持つ課題性を検討する。ここでは、

①新聞記事検索を行うことで新聞などのメディアの視点を、②「高齢社会白書」「厚生労働白書」や官庁統計、政府の委員会で配布された資料などを参照することで政府や行政の視点を、③社会福祉や社会学に関する書籍や論文を参照することで研究者の視点を、それぞれ見ていく。

## C. 研究結果

先行研究等を参照する中で明らかになったのは次の6つのことである。

第一に、「社会的孤立」は「意味のある (meaningful) ソーシャルネットワークの欠如した状態」(Meeuwesen 2006: 35)を示すための概念としてとらえられているが、その定義には曖昧さがあるとされていることである。

第二に、属性・ライフイベント・個人/文化特性といった多様な要因が複合的に連関し合って「社会的孤立」が生じているととらえられていることである。

第三に、「社会的孤立」は様々な要素や手法から指標化されていることである。指標化のさいには、社会的ネットワークの規模と頻度に注目し、多次元的な内容で指標を構成している研究が多い。また、「社会的孤立」を「社会的排除 (social exclusion)」を助長する要因の一つとして見ていく研究もある。

第四に、「社会的孤立」は、個人レベルではソーシャルサポートネットワークの欠如を通じて、貧困や孤独死、健康問題、ひきこもりなどの問題を生じさせているととらえられていることである。また、コミュニティレベルではコミュニティにおける統合力や団結力の衰退を通じて、自殺の増加などの問題を生じさせているととらえられていることである。

第五に、「社会的孤立」は高齢者が抱える様々な問題を生じさせる要因の一つとして想定されていることである。

第六に、「社会的孤立」状態がネットカフェ難民・ホームレス状態や、ニート・ひきこもり状態にある人に顕著に見られることである。特に、ネットカフェ難民・ホームレスに関わる問題では、「社会的孤立」状態が経済的困窮を誘発させ、そこからネットカフェ難民・ホームレス状態を生じさせている側面があることが指摘されている。

#### D. 考察

研究結果では、まず「社会的孤立」概念が持つ意味を示した。こうした「社会的孤立」概念は、関連する他の概念ではとらえられない状況を把握する上で有用である。「社会的孤立」概念と関連する概念として、「社会的排除」と「孤独 (loneliness)」が挙げられる。

「社会的排除」概念では、ネットワークを

含め個々人の社会参加を促進する要素が欠如している状態を問題視しているのに対し、「社会的孤立」概念では特にネットワークのあり方に注目した上で、個々人の社会参加を促進するネットワークに限らず、ソーシャルニーズを充足するために用いるネットワークが欠如している状態を問題視している。このため、「社会的孤立」概念からは、ネットワークの状態を分析することで特定の個人や集団が「社会的排除」状態に陥る経緯や背景、および「社会的排除」状態から生じる諸問題を推測しやすくする観点を見いだせる。

「孤独」は主観性を重視する概念であり、観察対象者が孤立しているという感覚を持っているかどうか重要であるとされている。これに対し、「社会的孤立」は客観性を重視する概念であり、観察対象者が孤立状態を快く感じていないかどうかよりも、観察者から見て孤立している状態にあるかどうか重要であるといえる。このため、「社会的孤立」概念からは、より客観的に孤立状態を分析し、潜在的な孤独を検討する観点を見いだせる。

次に、「社会的孤立」を生じさせる要因として何が挙げられるかを示した。研究結果からは、「社会的孤立」が生じる背景には、様々な要因が複合的に絡み合っていることに加え、「社会的孤立」のあり方は文化的要因に左右されやすいことが指摘できる。このため、「社

会的孤立」が生じる要因を特定するのは難しいといえる。

そして、「社会的孤立」がどのように指標化されているかを示した。研究結果からは、「社会的孤立」およびそれと関連する概念を指標化するさいに用いられる要素が、研究者によってまちまちであることが指摘できる。その背景には、先述のように「社会的孤立」が生じる要因を特定するのは難しいという側面が強いのではないだろうか。加えて、指標化のさいに用いられているワーディングにもさらなる検討の余地がある。このように「社会的孤立」の指標化に関しては今後も多くの議論が必要といえる。

以上のように、分析のためのツールとしては、「社会的孤立」概念には改善すべき点が見られる。しかし、高齢者福祉や青少年育成支援において、対処すべき重要課題として設定されていることも事実である。研究結果からは、高齢者福祉においては、「社会的孤立」が生じる要因と指摘されていることが、特に高齢者において当てはまりやすく、「社会的孤立」状態およびそこから生じる問題が深刻化しやすいことが問題視されているといえる。

また、青少年育成支援においては、「社会的孤立」状態がネットカフェ難民・ホームレス状態や、ニート・ひきこもり状態にある人に顕著に見られ、特にネットカフェ難民・ホー

ムレスに関わる問題では、「社会的孤立」状態が経済的困窮を誘発させ、そこからネットカフェ難民・ホームレス状態を生じさせている側面がある。

## E. 結論

高齢者福祉や青少年育成支援において、「社会的孤立」への対応は重要な課題として設定されている。しかし、「社会的孤立」概念そのものが曖昧であり、それを指標化するさいに用いられる要素や手法にはさらなる精緻化が必要であるという問題がある。「社会的孤立」を指標化するさいに用いられる要素や手法を精緻化するとともに、「社会的孤立」概念の再検討を継続的に行う必要がある。そして、社会的に孤立していない状態とはどのような状態であるのかを明らかにすることで、高齢者福祉や青少年育成支援など具体的な課題における「社会的孤立」への対応策を検討していく必要があるだろう。

## 【参考文献】

- 1) 河合克義, 2009, 『大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立』法律文化社。
- 2) Meeuwesen, L., 2006, A typology of social contacts, Roelof, H. ed. Social Isolation in Modern Society. Routledge advances in sociology,37-59.



F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

世帯所得と世帯員の健康の関連を踏まえた  
医療保障・所得保障施策の在り方に関する研究  
—社会的孤立の規定要因に関する実証研究—

研究分担者 石田 祐 明石工業高等専門学校一般科目 講師

研究要旨

本研究では、社会的孤立が健康に及ぼす影響について検討を行った。その結果、社会的孤立となる確率として、①男性の方が女性に比べて1～3%ほど高い、②年齢カテゴリーが1つ高くなるごとに1%程度高まる、③学歴カテゴリーが1つ高くなるごとに0.5%低まる、④所得カテゴリーが1つ高くなるごとに0.5%程度低まる事が明らかとなった。

A. 研究目的

本研究においては、孤立化の状況を確認したうえで、どのような属性の人が社会的に孤立しているのかを実証的に検討し、日本で進む社会的孤立化の実相の把握を試みることを目的とした。

孤立の規定要因に関して検討を行った。

（倫理面への配慮）

「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月1日全面施行）では、「報道」「著述」「学術研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱い事業者の義務等を定めた規定の適用が除外されているが、その一方でこれらの適用除外分野についても個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じて公表するよう努めなければならないとされているため、本研究においては、研究代表者の責任のもとで、自主的、自立的に調査データを適切に扱うことを心がけた。

B. 研究方法

本研究では、我々の調査研究プロジェクト（平成18年度～20年度科学研究費補助金若手研究（A）「ソーシャル・キャピタルと健康の関係性に関する実証的研究基盤の確立とその展開の研究」研究代表者：藤澤由和）において構築された調査データに基づき、社会的

本研究は、調査データの二次利用により研究を実施することから、介入を意図した研究ではない。したがって特定の個人に不利益、もしくは危険性が生じるものではない。また、動物を用いた実験を実施しないため、動物愛護上の配慮に関しても必要としない。

### C. 研究結果

社会的孤立となる確率として、表1のとおり、推定結果から以下の点が明らかとなった。

① 男性の方が女性に比べて 1~3%ほど高い。

② 年齢カテゴリーが 1 つ高くなるごとに 1%程度高まる。

③ 学歴カテゴリーが 1 つ高くなるごとに 0.5%低まる（孤立①だけ有意な結果）。

④ 所得カテゴリーが 1 つ高くなるごとに 0.5%程度低まる。

社会的孤立となる確率として、表1のとおり

表1 プロビット・モデルによる推定結果

	社会的孤立指標①		社会的孤立指標②		社会的孤立指標③	
	限界効果	標準誤差	限界効果	標準誤差	限界効果	標準誤差
性別(男性=1)	0.016 ***	0.104	0.013 *	0.072	0.035 ***	0.064
年齢(カテゴリー)	0.004 ***	0.034	0.012 ***	0.025	0.009 ***	0.021
学歴(カテゴリー)	-0.005 ***	0.049	-0.005	0.036	-0.006	0.032
同居人数(カテゴリー)	-0.005 ***	0.044	0.005 *	0.025	0.009 ***	0.022
所得(カテゴリー)	-0.002 ***	0.023	-0.004 ***	0.013	-0.006 ***	0.011
サンプル・サイズ	3729		3729		3729	
対数尤度	-384.67		-765.98		-1002.92	
$\chi^2$	64.52 ***		54.08 ***		57.82 ***	
擬似決定係数	0.101		0.039		0.028	

\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

### D. 考察

タウンゼントによって孤立と孤独の定義が試みられており、社会的孤立は「家族やコミュニティとほとんど接触がないということ」という客観的な側面であり、孤独は「仲間付き合いの欠如あるいは喪失による好ましからざる感じをもつこと」という主観的な側面を捉えたものとされている。また、タウンゼントの「社会的接触」の得点化は、①親族、②隣人や友人や地域の人々、③社会的活動によ

ってなされているが、孤立している人のうち孤独を感じている人は半数程度ということが捉えられたことにより、両者の間にギャップが存在することが指摘されている。孤立を捉えるにあたり、タウンゼントの家族やコミュニティという視点では狭いのではないかとこの指摘がある。たとえば、世田谷調査では、高齢者の「労働と生活の衰退」が社会的孤立の背景にあることが示唆されている。それらの議論を踏まえて河合(2009)は、階層性(所

得・消費)、親族(子どもとの同居)・地域のネットワーク、政策・行政対応(生活保護の設定)を視点とすることを論じている。産業構成、一人暮らし高齢者数、最長職、年間所得、住宅(持ち家)、家族形態などのデータから、自立同居型、自立可能型、非自立同居型、不安定独立型、困窮型に分類することを提案している。どの議論においても課題として残ってくるのは、孤立を定義・把握する際に「共通の合意」(タウンゼント)をとるか、「分析者の独断」(タンストール)を進めるか、という点である。

今後は、こうした議論を踏まえて、本研究で得られた知見の精緻化を図っていくことで、より政策的に有用な知見を提示することが可能となる。

#### E. 結論

わが国の全国データに基づき孤立化の要因が定量的に明らかとなった。その結果、性別、年齢、学歴、所得が孤立化と関係していることが明らかとなった。こうしたデータを踏まえて、社会的に孤立化に直面している対象を

抽出し、有用なアプローチを展開しているための基盤的知見が整備されたと考えられる。

#### 【参考文献】

1) 河合克義(2009)『大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立』法律文化社。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし